

上水道訓令甲第1号

長浜水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年12月28日上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月1日

長浜水道企業団

企業長 溝川 潔

長浜水道企業団職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成6年上水道訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第5号の次に次の1号を加える

(5)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合1の年において5日（当該通院等が体外受精その他の企業長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

同条第2項中「第1項第9号から第11号」を「前項第5号の2および第9号から第12号」に改め、第5項中「、第6号、第7号」を削る。

付 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。